

平成30年第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月27日(金) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(12人)
農業委員 金田起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳
山本 賢一 太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 無し
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長
議事録署名委員 谷山 次則 佐美三 守
6. 議 事
 - (1) 議案 第13号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第14号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第15号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案 第16号 平成30年度農業雇労賃の協定について
 - (5) 議案 第17号 農用地利用集積計画の同意について
 - (6) 報告 第4号 農地法第18条6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (7) その他

伊藤局長 こんにちは。
それでは、平成30年第4回の通常総会を開催いたします。
本日の農業委員さんの出席数は12名全員の出席ですので、本日の総会が成立したことをご報告いたします。
それでは只今から、次第に沿って進めさせていただきます。
開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長 こんにちは。

今日は第4回の農業委員会総会にお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は案件が多いみたいですので、スムーズな審議をお願いいたしたいと思っています。それから、ただいま局長さんがた新任のご挨拶がありましたけれども、二人の歓迎会と退職された唯局長の送別会を遅ればせながら、話し合いをしたいなど、いつするか、辞令が遅れた関係で段取りが遅れて、本来は今日がよかったのでしょうか、いつするかを打ち合わせをしたいと、それからですね農業委員さんの研修をされているみたいですのでその辺を説明を受けて決めたいと思っております。そういうことでよろしくお願いして、簡単ですけども挨拶に代えさせていただきます。

伊藤局長 ありがとうございました。
次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条の規定により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代議長 それでは、平成30年第4回農業委員会総会を開会します。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということがよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、谷山委員さんと佐美三委員さんをお願いします。
それでは、今から議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになります。確認委員さんには説明をよろしくをお願いします。
それでは、今月の議案審議をお願いします。
議案第13号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。
申請番号1番について、確認委員さんは堀委員さんですので、説明をお願いします。

堀委員 1番説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、2筆合計で7,403㎡、耕作面積0、申請面積7,403㎡、貸借形態は所有権（無償）です。譲受理由は農家創設、譲渡理由は経営縮小、家族2名、権利の種類は贈与です。

よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約2kmであり、農業経験年数10年、農機具も所有し、主たる作物はみかんとしいたけになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は堀委員さんですので、説明をお願ひします。

堀委員 では2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積6筆合計で3,605㎡、耕作面積0、申請面積3,605㎡、貸借形態は所有権(無償)です。譲受理由は農家創設、譲渡理由は経営縮小、家族2名、権利の種類は贈与です。よろしくお願ひいたします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号2番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約5kmで、農業経験年数10年、農機具も所有し、主たる作物はみかんと野菜になります。以上です。

田代議長 補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。
申請番号3番について、確認委員は本田委員さんですので説明をお願いいたします。

本田委員 申請番号3番について説明します。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積417㎡、耕作面積5,591㎡、申請面積417㎡、貸借形態は所有権（有償）、譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族2名、権利の種類は売買です。以上です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約1kmで、農業年数5年、農機具はリースで確保し、主たる作物は野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。
申請番号4番について、確認委員は堀委員さんですので説明をお願いします。

堀委員 申請番号4番について説明します。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況樹園地、登記面積7,627㎡、耕作面積29,746㎡、申請面積7,627㎡、貸借形態は使用貸借権、譲受理由その他、譲渡理由移譲年金、家族4名、権利の種類貸借期間が設定で平成30年5月19日から平成60年5月18日まで30年です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

たらお願いします。

事務局 申請番号4番は、申請地までの通作距離は約40kmで、農業年数32年、農機具も所有し、主たる作物はみかんと米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。申請番号5番について、確認委員は堀委員さんですので説明をお願いします。

堀委員 5番説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記山林、現況畑、登記面積3,569㎡、耕作面積7,274㎡、申請面積3,569㎡、貸借形態は所有権（無償）です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族2名、権利の種類贈与です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番、申請地までの通作距離は約25kmで、農業年数7年、農機具も所有し、主たる作物はみかんになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。申請番号6番について、確認委員は田代委員と杉内委員さんですので前任のため事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番について事務局から説明をさせていただきます。別紙で配布している議案になります。譲渡人，譲受人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記現況ともに田，登記面積2筆合計3,139㎡，耕作面積17,080㎡，申請面積3,139㎡，貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大，譲渡理由は経営縮小です。家族3名，権利の種類売買です。よろしくお願ひします。

田代議長 事務局の説明は終わりました。他に補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 補足説明ですけども，申請地までの通作距離は約500mで農業年数40年，農機具も所有し，主たる作物は米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番について委員さん方のご意見はありませんか。

中山委員 ちょっとよろしいですか。前の委員さんのが今くるとはどういうことですか？
前の委員さんのが今になるのは何かあったのですか？

事務局 申請書自体を去年の7月に作られて，所有権移転をされようとしてたんですが，場所が農地ではなく，物を置かれていて違反転用な感じになっていたので，それがきちんとなるまでには出来ないということで，保留させていただいて，先日きちんとしたので見に来てくれとのことでしたので，事務局が確認しまして，ちゃんとされておりました。

中山委員 はい，わかりました。

田代議長 よろしいですか？事務局が確認していますので。異議なしでよろしいですか？

全委員 異議なし。

田代議長 そういふことですので，6番については承認をいたします。
以上で議案第13号については6件承認を得ましたので，許可書の交付を行います。

次に議案第14号、「農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

申請番号1番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 1番について説明申し上げます。申請人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況宅地、登記面積は36㎡、転用目的は宅地の造成です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。他に事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は6ページになります。申請人は松山町に居住しており、隣接する宅地に建物を建てるにあたり、宅地造成を目的として、今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域内の用途地域で、第3種農地になります。なお、昭和50年頃から宅地として利用している始末書添付の案件になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 2番について説明申し上げます。申請人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況宅地、登記面積657㎡、転用目的は住宅敷地拡張及び農業用倉庫3棟でございます。面積は368.03㎡です。よろしくお願いします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は7ページになります。申請人は岩古曾町に居住しており、農家用住宅及び倉庫の建築を目的として、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途地域で、第3種農地となります。なお、昭和54年に農家用住宅を建築、以後、昭和56年に農業用倉庫を建築、平成15年に農家用住宅を増築し、宅地として利用している始末書添付の案件になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。以上で、議案第14号については2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第15号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員は太田委員さんですので説明をお願いします。

太田委員 1番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地、議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積1,246㎡、転用面積1,246㎡、権利の種類は賃借権設定。転用目的は敷地拡張です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は12ページです。申請人は上益城郡嘉島町で主に「土石・砂利その他各種建材の採取・製造・売買など」を営む法人です。現在行っている採石場からの碎石の搬出道路が狭く、近隣住民からの苦情や要望があっていることから、採石場の西側に位置する「県道宇土不知火線」に接続させる道路を新設するため、今回の転用申請となりました。申請地はおおむね300

m以内に市役所網津支所があり、第3種農地と思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 ちょっといいですか。この案件については、私どもに依頼があったわけですが、保留にしておきたいといったわけですが、実は県道が通学路になっておりまして、学校側とかPTA或は網津の振興会ですか、そういった方面から話し合いをしたいといった意見があったものですから、一応保留、少し待ってもらえないかと法人にお願いをしたのですが、現状は、市道を大型車両が通っていますが、今度は県道を通って行きたいとの意向ですが、学校の通学路になっていて、その辺のことをPTAとか学校とか話し合いをやっていただけないかなとお願いをしたのですが、同意するときもそれをお願いしたのですが、まだ振興会の会長さんともお話ししたのですが、そういった話は全然聞いていないとのことだったのですからね。

推進委員 ちょっといいですか。委員が言われた。一般の道路ですが法人関係の車両が多く専用道路状態になっており、地元住民は大変迷惑をしている。今度新しい県道に繋がれたらせつかく防災センターができて立派になっているのに、また、法人の専用道路になってしまう。これを通したら網津地区全部が迷惑する。

事務局 ここは農振が入っていた農地。地元との調整はしてあるのか、逆に事務局としてはそこが知りたい。

委員 それはしていないと聞いている。

事務局 すでに農振除外はしてあるので、その時に話はなかったのか。

委員 その時には、法人の道路ということを知らなかった。

事務局 除外時にPTAを含め近隣住民との話は済んでいると聞いていたが。

複数委員 農振除外はいつごろ出たのか。

- 事務局 昨年の10月か11月頃出ている。
- 推進委員 農振除外時には、担当者からPTA・小学校・振興会には一応こういう形になりますからと了解をもらいましたとの説明があった。
- 委員 振興会に聞いたらそういった話は来ていないとのことであった。
- 事務局 転用サイドとしては、それを（農振除外）を受けての転用になるので今回転用としての見方として判断をするということ。
事務局としては、農振の協議会でその協議が済んでいるとの話があった。

複数委員と事務局, 推進委員との間で農振協議会についてのやり取りがあり。
- 田代議長 農振協議会の内容については事務局から聞くとのことですので、協議は最後に回します。この場合は農地転用の問題です。確かに地域での問題でもあるかと思いますが、今事務局が聞いていますので。
申請番号2番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。
- 中山委員 2番について説明いたします。譲受人, 譲渡人, 土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田, 現況田, 登記面積1,076㎡, 転用面積も同じく1,076㎡です。権利の種類は使用貸借権設定です。転用目的は太陽光発電設備設置です。よろしく申し上げます。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号2番について説明します。地図は13ページになります。申請人は、合志市に居住している個人で、申請地は、父名義の農地で現在休耕田となっており、申請人自身も今後農業を行う意思が無く、農業以外での有効利用を考え、太陽光発電設備設置のため、今回の申請となりました。
申請地は、都市計画区域内の用途地域で、第3種農地と思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 申請番号3番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況畑、登記面積は307㎡、権利の種類は所有権（有償）売買。転用目的は個人住宅です。お願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は14ページになります。申請人は、大分市に居住している個人で、仕事上、転勤が多いため、妻の実家がある天草と自身の実家がある鹿児島の中に位置する申請地に、個人住宅を建築することを考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途地域で、第3種農地になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 4番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積203㎡、転用面積同じ

く203㎡です。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は建売分譲住宅2棟で163,95㎡です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。地図は15ページになります。申請人は、新町で「建売分譲住宅の建設及び販売など」を営む法人で、申請地は、住宅に囲まれ道路に面しており、宅地として適した場所と考え、今回の転用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置づけられると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。申請番号5番について、確認委員は谷山委員さんですので説明をお願いします。

谷山委員 5番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積2筆計の142㎡、転用面積142㎡です。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的駐車場及び物置です。以上です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番について、補足説明をさせていただきます。地図は16ページです。申請人は、熊本市に居住している個人で、近隣に所有している土地、この16ページ右下の大枠部分の土地に個人住宅を建設するにあたり、申請地を駐車場スペースとして利用する目的で、今回の転用申請となりました。申請地は10ha以上の農地の広がりがある

り、第1種農地と思われませんが、不許可の例外に該当し許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、5番については承認いたします。申請番号6番と7番については、同一事業ですので、確認委員は佃委員さんですが、一括して説明をお願いします。

佃委員 6番と7番について説明します。6番、譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積121㎡、うち転用面積121㎡です。権利の種類は所有権（有償）売買。転用目的は個人住宅です。
続いて、7番につままして説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積193㎡、うち転用面積は193㎡です。権利の種類は使用貸借権設定。転用目的は同じく個人住宅です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号6番と7番について一括して説明します。地図は17ページです。事業全体は、北側が申請番号7番の申請地で、南側が申請番号6番の申請地です。その間に宅地を挟んでおりまして、宅地部分が172.49㎡、農地部分が314㎡を併せた486.49㎡の事業になります。申請人は、石川県小松市に居住している個人で、現在勤務地は石川県ですが、子供の将来を考え、実家の隣接地で住宅地として適した場所と考え、個人住宅の建設を目的として、今回の転用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番と7番について、委

員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、6番と7番については承認をいたします。申請番号8番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 申請番号8番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況雑種地、登記面積は201㎡、権利の種類は使用貸借権設定、転用目的は個人住宅55.90㎡です。よろしくをお願いします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号8番について補足説明します。地図は18ページです。申請人は入地町に居住している個人で、申請地は、住宅に囲まれ道路に面しており、住環境がよいと考え、今回父の所有する土地を借り受け、個人住宅の建設を目的として、今回の転用申請となりました。申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ500m以内に、宇土東小学校と宇土東保育園があり、第3種農地と思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号8番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、8番については承認をいたします。申請番号9番について、確認委員は齊藤委員さんですので説明をお願いします。

齊藤委員 番号9番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積294㎡、権利の種類、所有権（無償）贈与、転用目的は個人住宅建築86.20㎡

です。よろしくお願いいたします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号9番について説明します。地図は19ページです。申請人は宇城市の両親宅に居住していますが、子供の成長と共に現在の住まいが手狭になったことから、叔父が所有する申請地に個人住宅を、建設することを目的に、今回の転用申請となりました。
申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり第1種農地と思われませんが、不許可の例外に該当し許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号9番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、9番については承認をいたします。先ほどの案件についてご意見をお願いします。

事務局 農林水産課から聞いた農振除外の内容について説明。法人からは紛争があった場合は責任をもって対応する旨の誓約書の提出があっている。土地改良区等関係団体の同意書も提出してある。

複数委員
推進委員 振興会や小学校及びPTAとの話し合い等について確認を求める意見あり。

田代議長 最適化推進委員さんの意見はお伺いしますが、採決には関係ありませんので、委員さんに判断をお願いしたい。地元の調整が取れていないとの意見ですので保留も含めて判断していただきたい。

委員 できれば保留にしていきたい。

田代議長 そういったことであれば地元委員が責任を持って、次回の総会までに地区との調整をしてください。

その後、委員及び推進委員から意見があった。

事務局 農地法上そこまで踏み込めない。書類上不備もない。今回の話は農振除外時にする話になる。

田代議長 地元委員に調整をお願いして、その後あげていただくといったことでよろしいか。
議案第15号については8件承認と1件については保留とし、許可書の交付を行います。
次に議案第16、「平成30年度農業雇労賃の協定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。20ページと21ページになります。平成30年度農業雇労賃（案）ということで説明いたします。今年度の雇労賃金が表のとおりでよろしいか検討をお願いしたい。これは10a当たりの賃金になっており、初田おこし6,000円、畝たおし5,500円、代かき6,000円、機械田植6,000円、コンバイン14,000円としております。昨年までと違う点は代かきが5,500円から6,000円に変更しています。別紙で配布しておりますが、平成29年度の熊本県内の水稲作一般作業受託料金の調査結果から抜粋した資料をお配りしております。
宇城管内の平均額は、耕起が5,833円、代かきが6,166円、機械田植えが5,666円、コンバイン13,333円となっております。また、熊本県の平均額としましては、耕起が5,467円、代かきが6,184円、機械田植えが6,324円、コンバインが13,540円となっております。宇城の平均、県の平均と差異はないと思えますが、代かきにつきましては、宇城市・美里町が6,500円ということで設定されております。県平均も6,184円となっておりますので、今回6,000円に変更してはどうかということで、提案をしております。以上で説明を終わります。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員の皆さんご意見はありませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということで、議案第16号については同意をいたします。

次に、議案第17号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

説明いたします。24ページをお開きください。番号34番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目5筆とも田、合計面積8,989㎡で、平成30年4月27日から平成35年4月26日までの5年間の貸借権の設定となり、借賃は10アール当たり米2表となっております。番号35番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、面積合計4,611㎡で、平成30年5月1日から平成33年4月30日までの3年間の貸借権の設定となっており、借賃は10アール当たり10,000円となっております。番号36番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積5,927㎡で、平成30年4月27日から平成35年4月26日までの5年間の貸借権の再設定となっており、借賃は10アール当たり米1俵分の現金となっております。番号37番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積3,212㎡で、平成30年4月27日から平成35年4月26日までの5年間の貸借権の再設定となっており、借賃は10アール当たり米1俵となっております。番号38番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積1,634㎡で、平成30年4月27日から平成40年4月26日までの10年間の使用貸借権の再設定となっております。番号39番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目3筆とも田で、面積合計3,040㎡で、平成30年5月1日から平成40年4月30日までの10年間の貸借権の再設定となっており、借賃は3筆で20,000円となっております。番号40番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積1,036㎡で、平成30年5月1日から平成40年4月30日までの10年間の貸借権の再設定となっており、借賃は1筆当たり5,000円となっております。次に25ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況一覧表となっております。26ページをお開きください。今月の合計を読み上げますと、利用権の設定が28,449㎡となっております。右側は1月からの累計で合計を読み上げますと、利用権の設定が113,139㎡行われております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さんのご意見はありませんか。

委員 よろしいですか。管理台帳の中で契約内容とありますね。その中に水代はどちらが払っているのか、どうせならばその時に聞いてもらえれば助かる。借り手が払っているのか、貸し手が払っているのか様々あり、この金額だけではないということ。せっかくならばその時に聞いてもらいたい。あちこちから色々聞かれるので。

事務局 総会資料としては出さずにデータとして、水利代等について聞いておくということでもいいか。

田代会長 事務局としては、土地改良区の水代は聞いておくということで、どちらかと聞かれた時、答えられるようにしておくということでもよろしいですね。第17号については他にありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは議案第17号については決定をいたします。
次に報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告いたします。番号1番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目5筆とも田、面積合計8,989㎡、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。平成30年4月26日付け、借人変更による解約となっております。以上です。

田代議長 以上で報告第4号について事務局の報告を終わります。以上で予定をしました案件について、1件だけを保留にしまして承認を行いました。他に、事務局から連絡事項がありましたらよろしくをお願いします。

事務局 配布しております両面コピー分をお願いします。宇土市賃貸借情報になります。平成29年1月から12月までに締結された賃借料の平均額、最高額、最低額を作物ごとに掲載しております。また、裏面は平成20年からの10アール当たりの賃借料の平均額の推移を記載しております。平成29年の賃借料は、ホームページ上で掲載する予定

です。以上です。

田代会長 それでは、これを持ちまして、平成30年第4回農業委員会総会を閉
会いたします。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 谷山 次則 印

議事録署名人 佐美三 守 印